

令和6年度 小清水町国民健康保険事業計画

1. 基本方針

本町は、財政運営の中心的な役割を担う北海道と一体となり、資格の管理や保険給付等の国民健康保険事業を実施するとともに、各種保健事業を効果的に実施し、被保険者の健康の保持増進を図ることとする。

2. 主要事業

令和6年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策の推進
- (2) 適用適正化対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 広報啓発活動の推進
- (6) 国民健康保険料平準化の推進

3. 主な取り組み

(1) 収納率向上対策の推進

①徴収体制の強化

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、担当部署と連携を図り対応する。

②口座振替の推進

新規加入手続き時や住民周知のあらゆる機会に、口座振替の推進を図る。

③悪質滞納者対策

自主的な納付が見込まれない、また再三の納税相談に応じない等による事案については、滞納者の財産調査を行い差し押さえなどの処分を執行する。

④短期証及び資格証明書の交付

分納誓約者の納付状況を確認したうえで、短期証を交付する。また、短期証更新時の呼出納税相談等の機会を活用して収納率の向上に努める。

なお、納付勧告、納税相談等一向に応じない者に対しては、税の公平負担の観点から、資格証明書を交付することとし、交付に際しては担当部署と調整のうえ、適正に交付する。

(2) 適用適正化対策の推進

①資格の適正化

オンライン資格確認等システムにより、適正な被保険者資格の適用に努める。

②居所不明被保険者実態調査

居所不明者の実態を調査し、必要に応じて担当課と協議し職権削除の処理を行う。

(3) 医療費適正化対策の推進

①医療費通知

被保険者に対し、総医療費額等を記載した医療費通知を年2回送付する。

②ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを行うことにより、その差額を記載したジェネリック医薬品利用差額通知を年2回送付する。

(4) 保健事業の推進

①特定健診・特定保健指導

40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導を推進し、受診者が糖尿病等の生活習慣病に陥らないため、早期発見・早期治療に努める。また、受診率についても受診勧奨等により、受診率の向上に努める。

②糖尿病性腎症重症化予防

レセプトデータ等から対象者を特定し、正しい生活習慣を身に付けることができるよう、保健師等の専門職が面接や電話で指導を行う。

③受診行動適正化指導

レセプトデータ等から医療機関への重複・頻回受診者、重複服薬者を特定し、適切な指導を行うとともに改善を図る。

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の保健事業と一般介護予防事業（通いの場）や生活支援事業等の介護予防の一体的な実施に向け、担当課と連携を図りながら、フレイル対策等、被保険者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施する。

(5) 広報啓発活動の推進

①町広報誌の活用

町広報誌に国民健康保険の加入・喪失等の各種届け出、保険料率の公表、特定健診等、国民健康保険に関する記事を掲載し、制度の周知・徹底を図る。

②パンフレットの配布

被保険者証の更新時や納付書発布時に、国保制度の概要についてのパンフレット等を同封し、制度の周知を図る。

③インターネットの活用

町のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。

(6) 国民健康保険料平準化の推進

①保険料率の統一について

全市町村の保険料率が将来的に同一となるよう、保険料の算定において標準保険料率に近づくように努める。

②資産割の廃止について

保険料の賦課方式を所得割・均等割・平等割の3方式へ統一するため、令和5年度より資産割を廃止。